資料２

保存樹木の指定について

（第 10 次指定）

○ 保存樹木の指定基準（杜の都の環境をつくる条例 第 19 条第 1 項、同施行規則第 13 条）

指定しようとする樹木が，健全で，樹容が美観上特に優れ、かつ次の事項の**いずれかに該当**すること。

1．1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.2m 以上であること

2．高さが 12m（株立ちした樹木にあっては 3m）以上であること

3．つる性植物である樹木にあっては、樹冠の水平投影面積が 30m^2 以上であること

4．樹木の存する地域における象徴木として親しまれてきたものであること

○ 樹木保存区域の範囲（杜の都の環境をつくる条例施行規則 第 15 条）

樹木保存区域に指定しようとする土地の範囲について，保存樹木等の樹冠投影面（当該部分に建物等が建築されている場合は，当該建築物等の建築面積に相当する部分を除く。）の部分及びその周辺の土地のうち市長が適当と認める部分とする。

○ 候補木

番　号 （通し番号）	樹　　種 （呼　称）	所　　在　　地
1 （219）	ウメ （西山（愛子）の臥龍梅）	青葉区愛子中央５丁目 8-32

西山（愛子）の臥龍梅

(1) 概要

<table>
<tr><td>樹　　種</td><td colspan="5">ウメ（バラ科）</td></tr>
<tr><td>推定樹齢</td><td colspan="5">約 420 年</td></tr>
<tr><td>樹　　高</td><td>1.75m</td><td>幹　　周</td><td>1.96m (地表 0.35m)</td><td colspan="2">3.10m (分岐 5 本の計×0.7)</td></tr>
<tr><td>枝　　張</td><td>東　　西</td><td colspan="2">10.50m</td><td>南　　北</td><td>10.10m</td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="5">青葉区愛子中央五丁目 8-32</td></tr>
<tr><td>所 有 者</td><td>渡邊　　勝</td><td colspan="2">指定基準該当項目</td><td colspan="2">施行規則第 13 条第 4 号</td></tr>
</table>

(2) 由来

- このウメは、徳川方武将であった現在の所有者の祖先が、1590 年代頃に水戸藩から拝領し、この地に植えたものと伝えられている。

(3) 推薦理由

- 主幹が分岐している場所での幹周は 1.9m 以上あり、臥龍梅特有の四方に枝を伸ばした樹形は直径 10m 以上にも及んでいるおり、由来から文化・歴史的にも貴重な樹木である。
- 花の開花や、実の収穫時期には地域の方々を含め開放し親しまれている。

以上の点から仙台市保存樹木に相応しい樹木と考え推薦するものである。

(4) 位置図

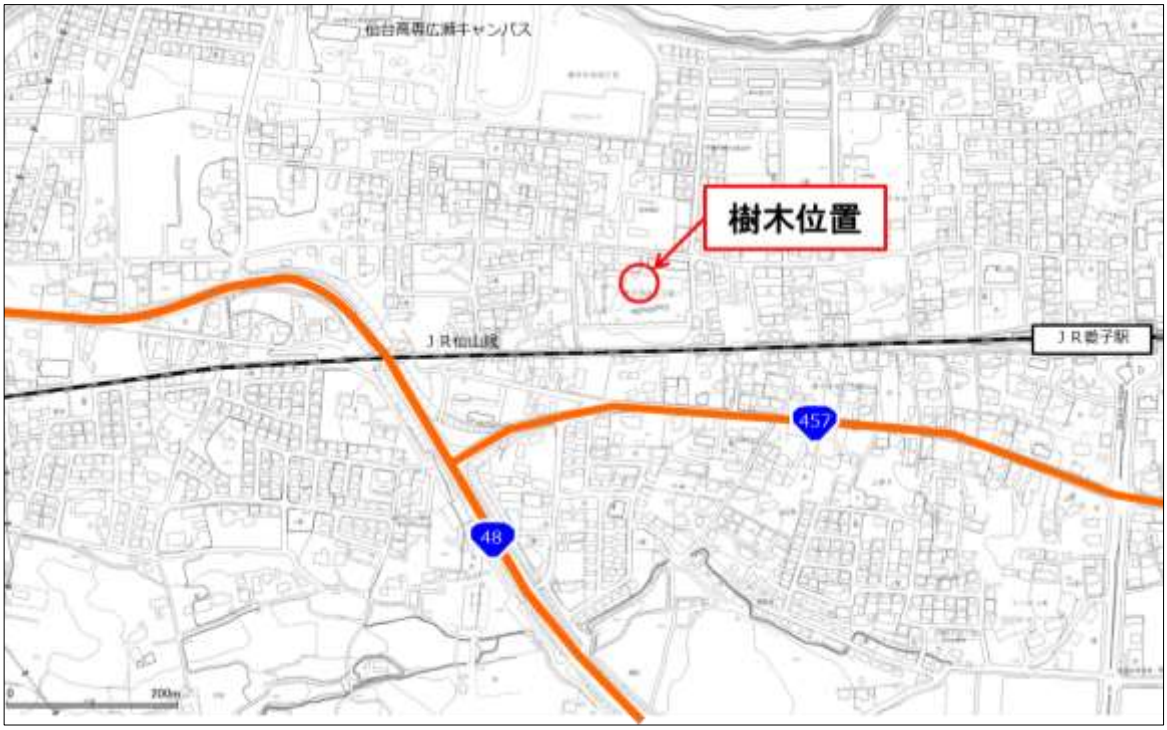

(5) 樹木保存区域

指定区域：103m^2

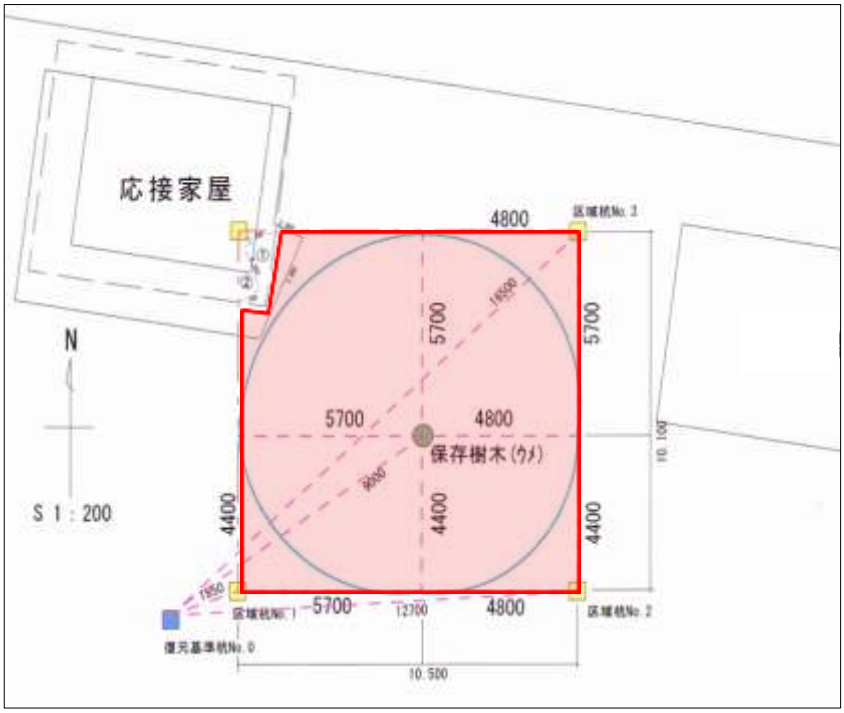

(6) 樹木の様子（平成 27 年４月撮影）